

富谷市都市計画マスタープラン

～ダイジェスト版～

令和6年3月

富谷市

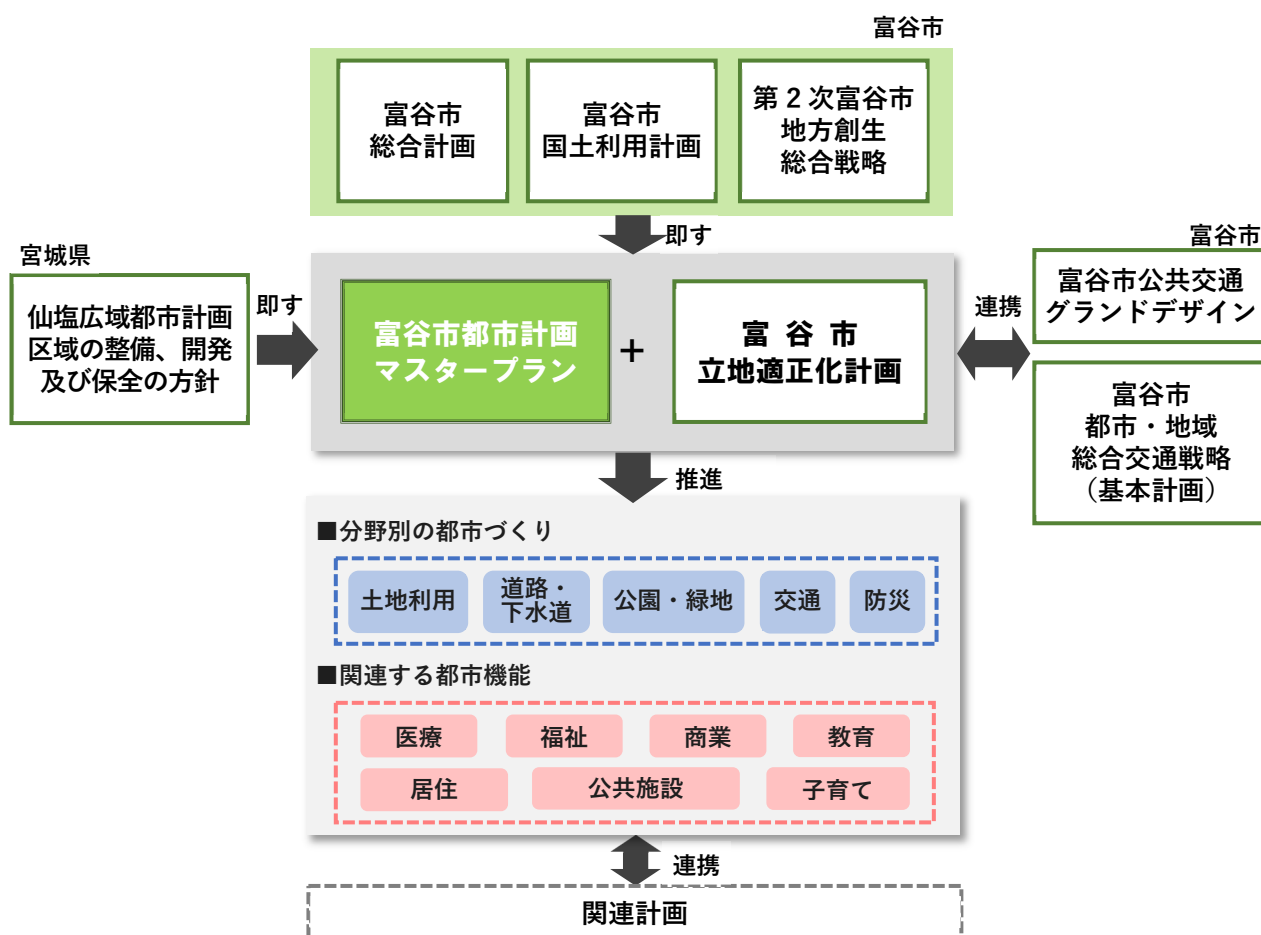
1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の将来像の実現に向け、まちづくりの目標を示し、土地利用、都市施設等の個別の都市計画の大きな方針を明らかにするものです。富谷市都市計画マスタープランは、富谷市（以下「本市」という。）の都市計画のあるべき姿とその実現に向けた目標や基本方針等の道筋を定めたものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本マスタープランは「富谷市総合計画」、「富谷市国土利用計画」、「第 2 次富谷市地方創生総合戦略」、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すものとし、富谷市公共交通ランドデザイン等の関連計画と連携を図りながら定めます。



(3) 目標年次

本マスタープランは、富谷市総合計画策定周期に合わせて概ね 20 年後の令和 27 年度を見据えた将来像等を定めます。また、具体的方針、施策については令和 17 年度を目標に設定します。

(4) 富谷市都市計画マスタープランの区域

「富谷市都市計画マスタープラン」の対象区域は、都市計画区域内（市全域）とします。

2 基本構想

(1) 都市の将来像・まちづくりの方針

本市では、「富谷市総合計画」において「住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」をまちづくりの将来像として定め、この実現にむけた取組を進めています。「富谷市都市計画マスタープラン」及び「富谷市立地適正化計画」では、総合計画におけるまちづくりの将来像や本市を取り巻く都市の状況を踏まえ、本市の都市の将来像・まちづくりの方針を以下の通り定めます。

◆都市の将来像・まちづくりの方針

未来へつながる田園都市

～都市と自然が調和するまちづくり～

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った
良好な市街地を形成することで、
多くの人々が豊かに暮らせる、
田園都市構造を形成してきました。
これからは「住みたくなるまち日本一」の実現に向け、
このような田園都市構造をさらに発展させ、
市街地の魅力向上と集落環境の充実を図りながら、
市街地と集落間での
人・モノ・情報・経済を交流・循環させることで、
富谷市における暮らしの魅力を総合的に高め
未来にわたって人々を惹きつける
持続可能な田園都市をめざします。



(2) 基本目標

1) 田園都市構造を活かした都市づくり

市民がこれからも健康で豊かな暮らしを送ることができるよう、人と自然が調和した現在の田園都市構造や環境を活かした都市づくりを進めていきます。

2) 高齢になっても暮らしやすい都市づくり

今後の高齢化社会の進行を見据え、高次都市機能が集積した都市拠点の形成や公共交通の強化など高齢になっても日常生活が快適に送れる暮らしやすい市街地の環境づくりに取り組んでいきます。

3) 環境に配慮した都市づくり

自然と調和した土地利用の促進や環境にやさしい施設・住宅の普及等の環境に配慮した都市づくりを進めていきます。

4) 多様な暮らしが楽しめる都市づくり

時代ごとに形成された多様な市街地環境や、田園地帯が市街地に隣接した豊かな環境を活かすとともに、ICTを活用しながら幅広いライフスタイルを楽しめる住環境を形成していきます。

5) 発展する産業を支える都市づくり

商業・業務機能の充実や、工業・流通機能の強化、地場産業の拡大等を支えていくため、適正な土地利用の維持転換や物流を支える幹線道路網の構築を図っていきます。

6) 多様な主体との連携による都市づくり

魅力的な都市づくりにおいて重要な付加価値の創出にあたっては、民間による取り組みが欠かせません。本市においては、市民はもちろんのこと、様々な主体との連携の下で都市づくりに取り組んでいきます。

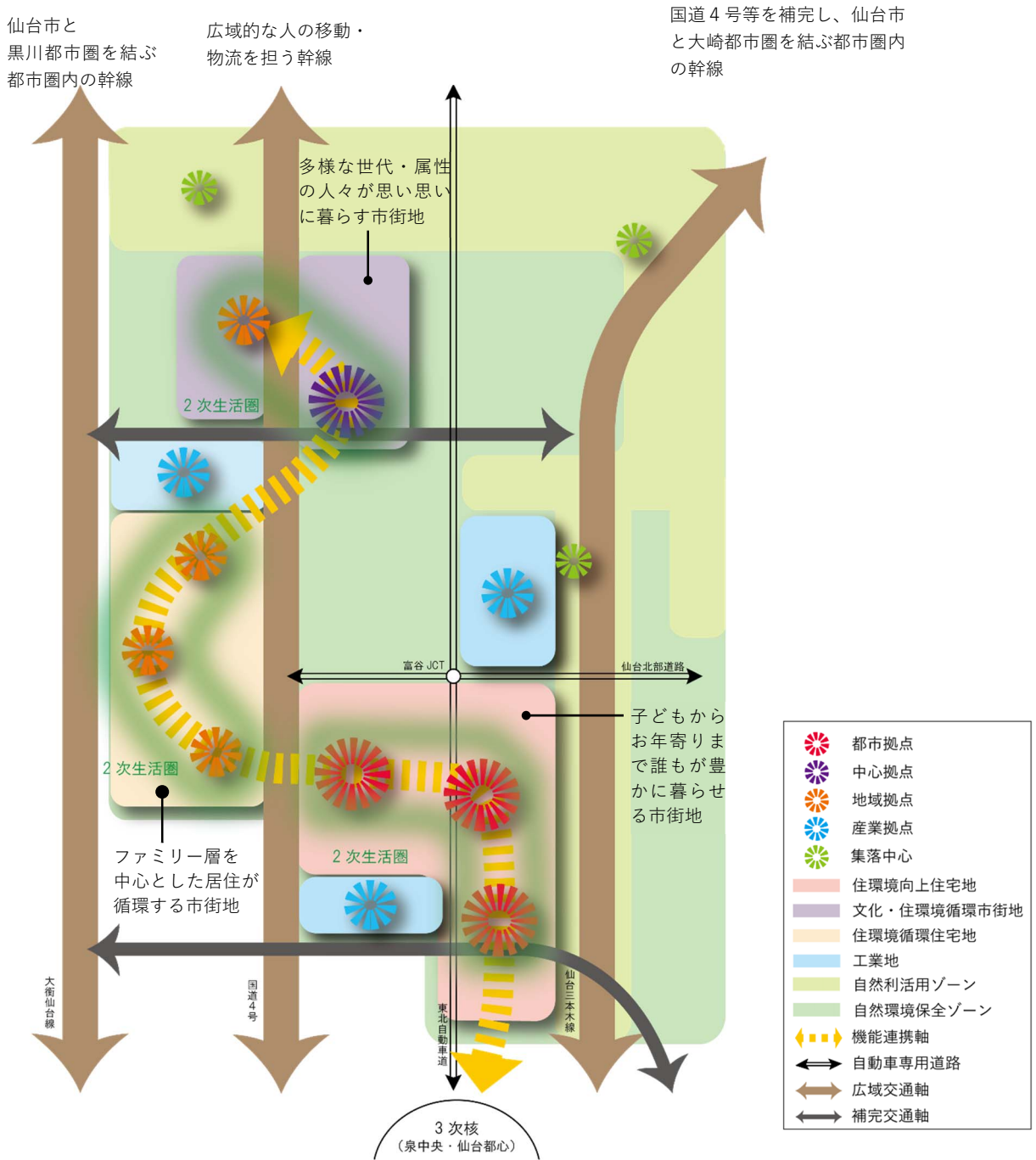
7) 誰もが安全に暮らせる都市づくり

豪雨時に道路冠水等がみられる地域や、山林と隣接し土砂災害による被害が懸念される地域については、順次、適切な安全対策を検討・推進するなど、誰もが安全に暮らせる都市づくりを推進します。

(3) 将来都市構造

本市の将来都市構造は、都市機能の集積や地域資源の活用を図っていく「拠点」、土地利用を計画的に推進していく「ゾーン」、そしてそれらを連結し相互の連携や活性化を図る「軸」の3つの要素で構成します。

◆本市の将来都市構造図



3 部門別方針

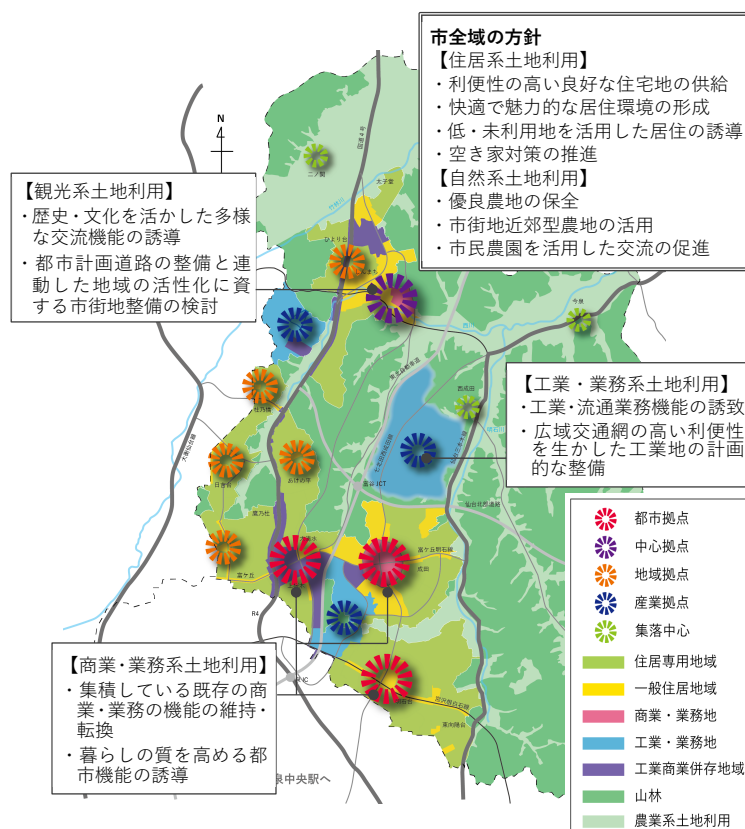
(1) 土地利用

目指す方向性

- 1) 田園都市としてのバランスが取れた土地利用を目指します。
- 2) 安全で安心な土地利用を目指します。

基本的な方針

- 機能集約型の土地利用の促進
- 自然的土地利用の維持・保全・活用
- 良好な住環境の形成
- 既存ストックの有効活用
- 環境負荷に配慮した土地利用の促進



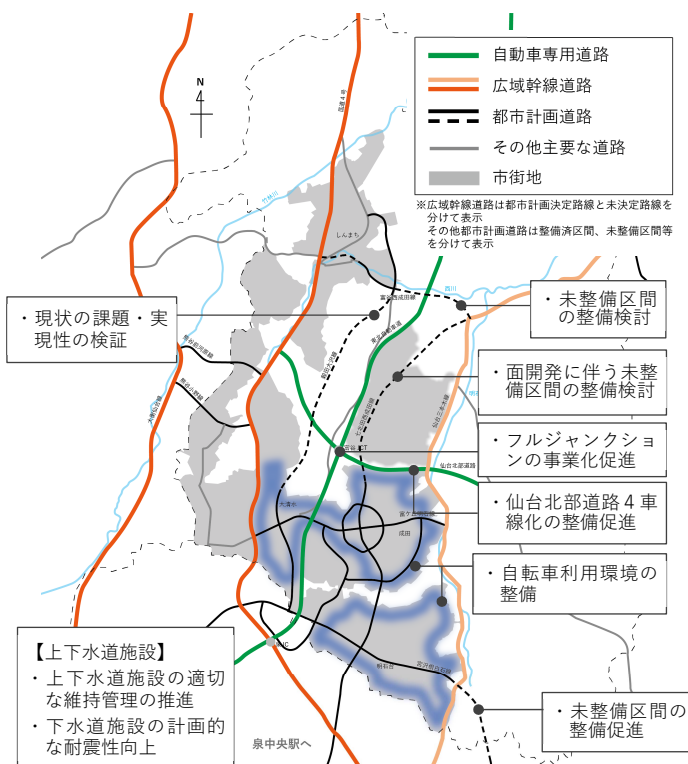
(2) 都市施設

目指す方向性

- 1) 市域全体での交流・循環の土台となる道路ネットワークの充実・強化を目指します。
- 2) 安全で安心な身近な道路の確保を目指します。
- 3) 安定して持続可能な上下水道施設の確保を目指します。

基本的な方針

- 幹線道路ネットワークの整備・検証
- 安全・快適に利用できる道路環境の維持・整備
- 長期的な観点の上下水道施設の維持・運営
- 災害に強い上下水道施設の整備・更新



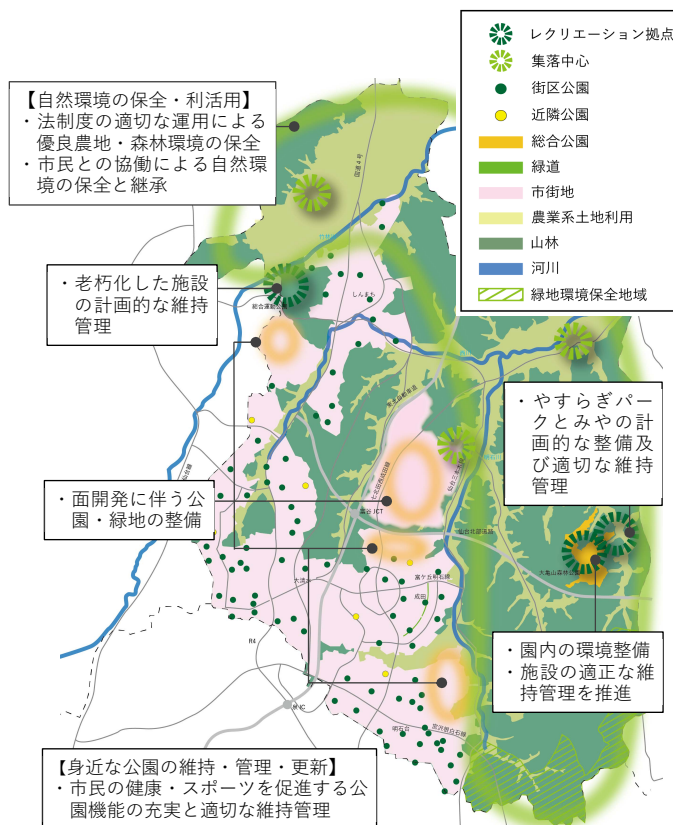
(3) みどり

目指す方向性

- 1) 田園都市として、みどりを積極的に取り込んだ都市づくりを目指します。
- 2) 緑豊かな自然環境を未来につなげることを目指します。

基本的な方針

- 市民のレクリエーション拠点となる大規模公園の整備・活用
- 身近な公園・緑地の維持・更新・活用
- 良好な自然環境の保全・利活用



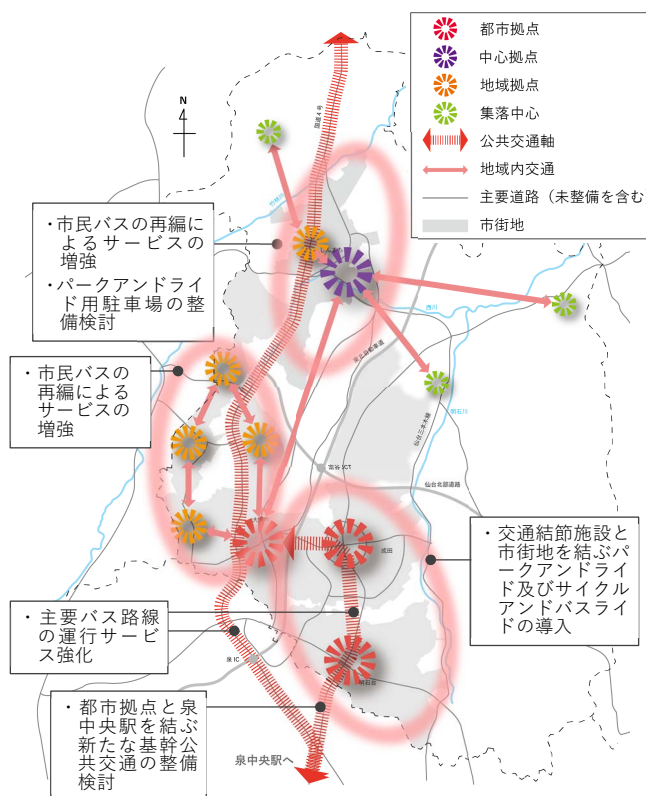
(4) 公共交通

目指す方向性

- 1) さまざまな選択肢のある環境負荷の少ない交通環境の実現を目指します。
- 2) あらゆる世代の人がいきいきと活動できる交通環境の実現を目指します。
- 3) 都市部、郊外部にすばやくアクセスできる交通環境の実現を目指します。

基本的な方針

- 幹線交通の強化
- フィーダー交通の充実
- 公共交通利用のしやすさの向上
- 移動しやすい交通環境の整備
- 環境負荷の軽減に向けて



(5) 防災

目指す方向性

- 1) 不測の事態でも安心できるまちづくりを目指します。
- 2) ハード整備だけでなくソフト面でも防災力の強化を目指します。

基本的な方針

- 災害に強い道路網の確保
- 地震に強い市街地の形成
- 避難施設の機能強化
- 減災に向けた取組強化
- 地域防災力の強化

4 地域別構想

まちづくりの理念 —北部地域—

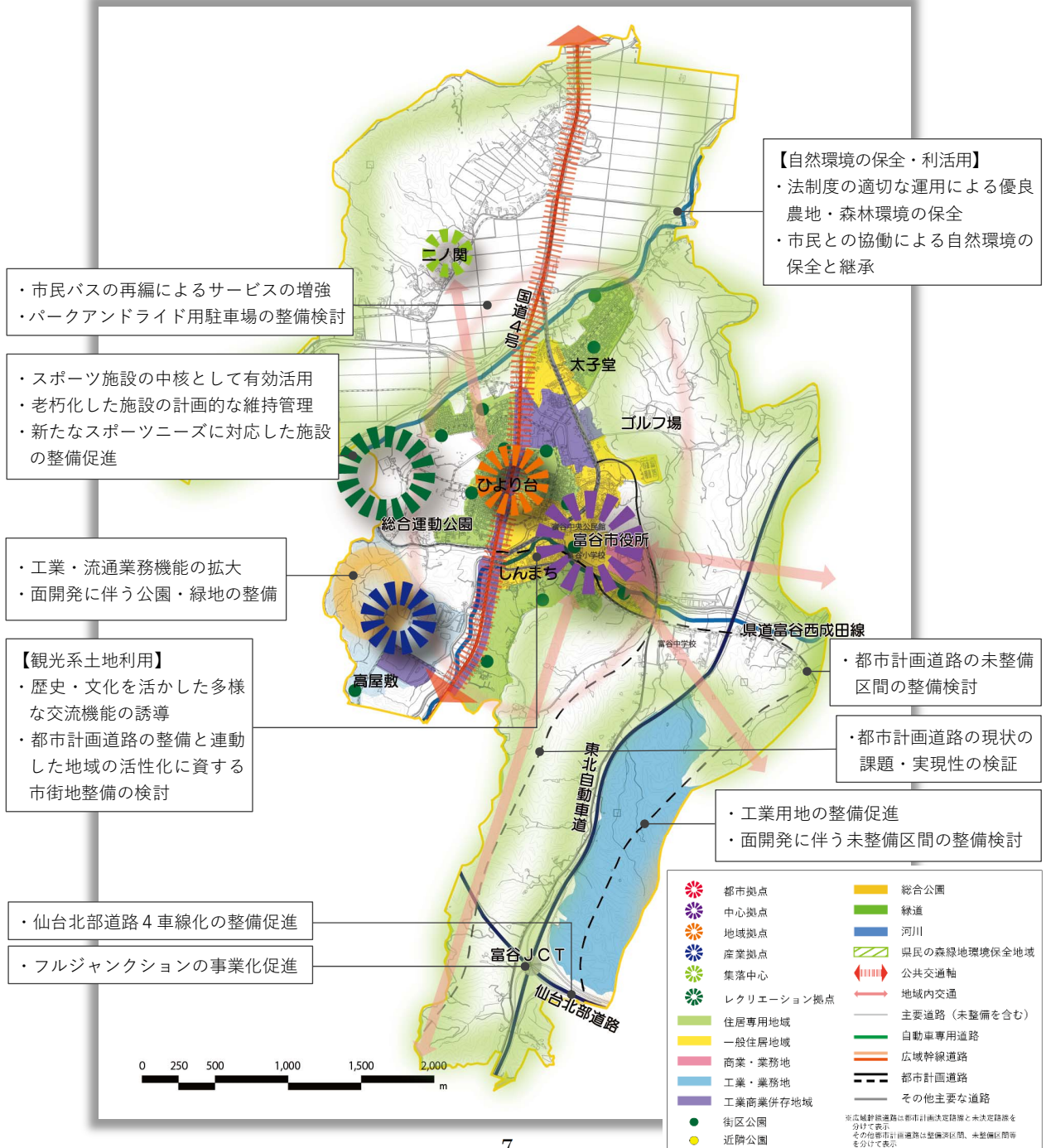
歴史・文化資源を活かした 魅力あふれるまち

目標1：しんまち地区等の地域資源を活かした魅力の創出

目標2：便利な交通の確保と安全・安心な地域づくり

目標3：広域交通網を活かした産業の拡大による雇用の確保

<まちづくりの方針図>



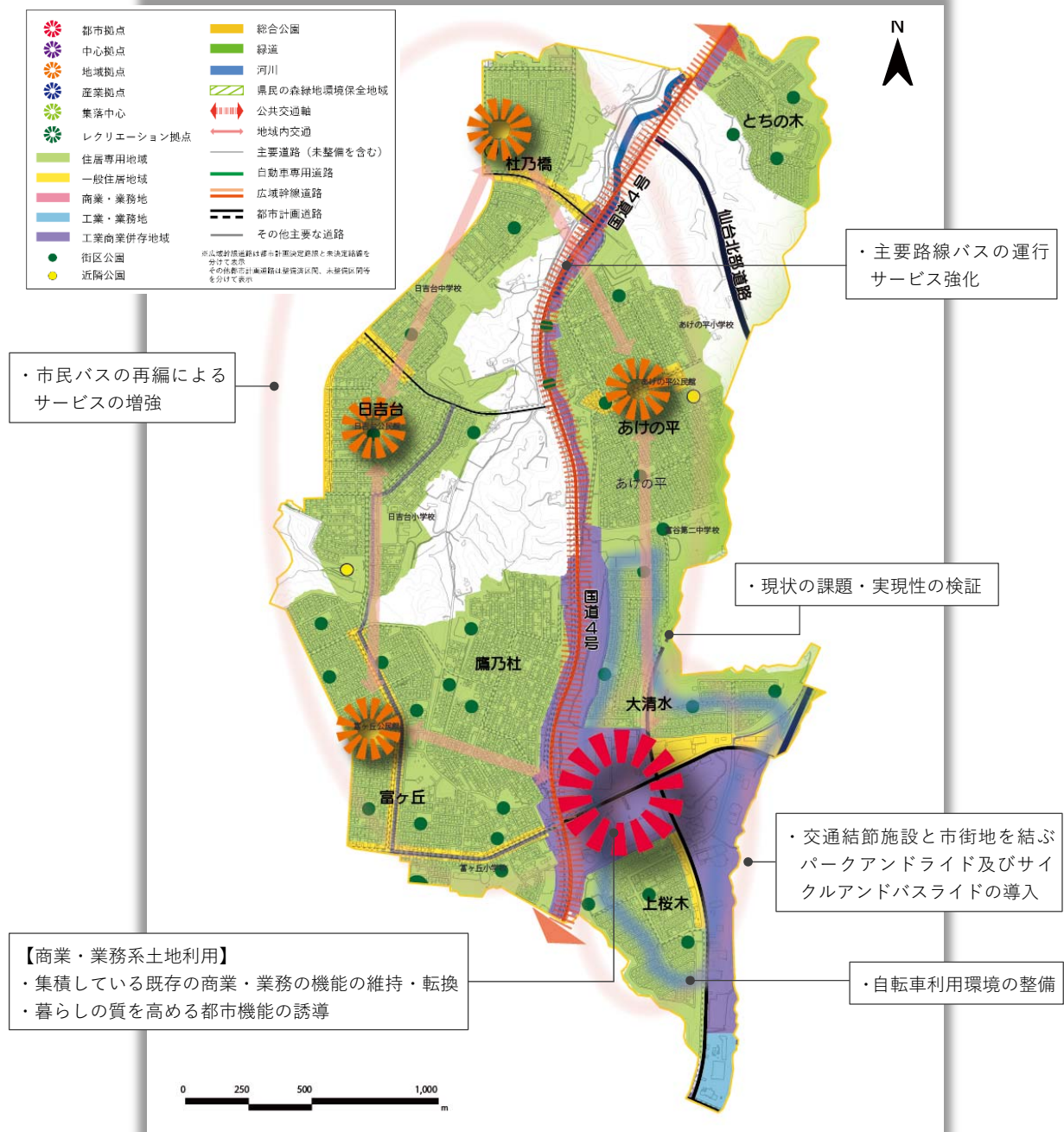
若者が定着する 暮らしやすさが続くまち

目標1：活発な地域コミュニティ活動の維持

目標2：安全で快適に移動できる交通環境の確保

目標3：暮らしを支える都市機能の維持・充実

<まちづくりの方針図>



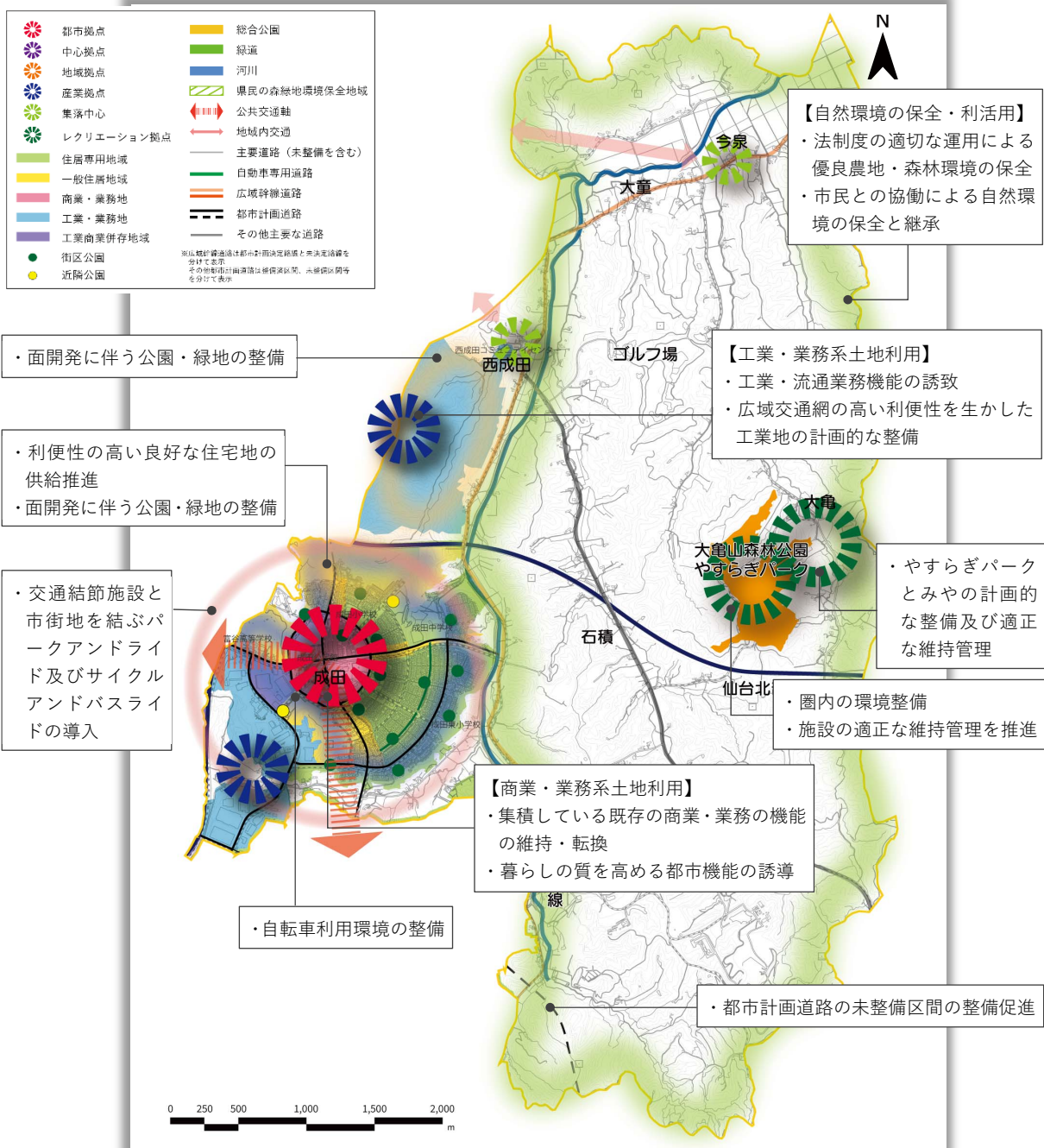
市街地と農村部の融合により 豊かに暮らせるまち

目標 1：市街地と農村部の交流・循環による魅力創出

目標 2：都市機能及び交通サービスの充実

目標 3：多様な地域産業の振興と雇用の場の創出

<まちづくりの方針図>



まちづくりの理念 —南部地域—

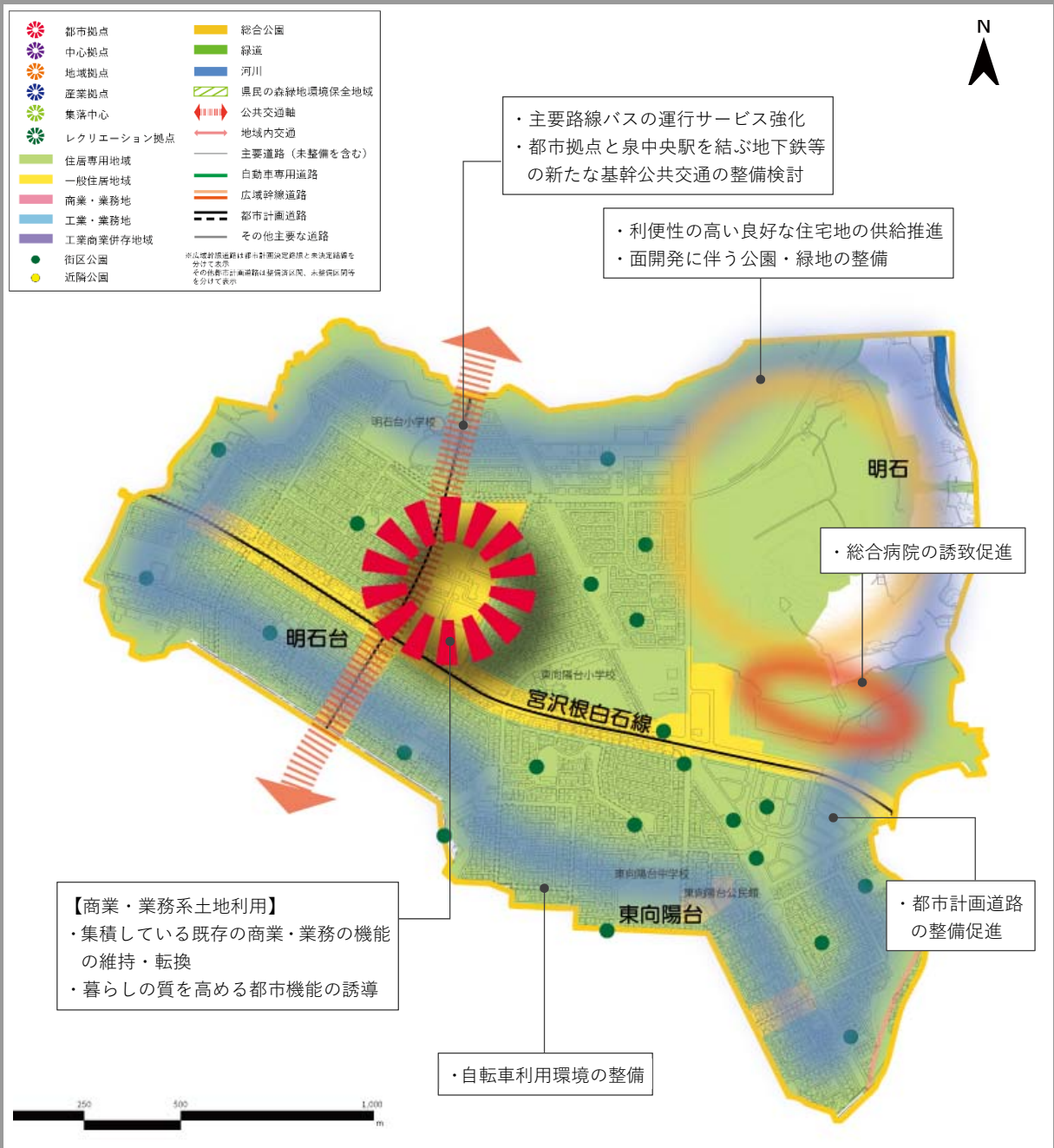
地域が誇りをもち 発展を続けるまち

目標1：利便性の高い生活環境と魅力的な都市景観の維持、向上

目標2：あらゆる世代が利用しやすい交通サービスの向上

目標3：持続可能な地域コミュニティの形成

<まちづくりの方針図>



5 計画の推進にあたって

(1) 計画的な都市づくりの推進

1.富谷市立地適正化計画との連携

本計画と富谷市立地適正化計画、富谷市都市・地域総合交通戦略が連携・連動し一体となった都市づくりを進めていきます。

2.土地利用制度の適切な運用

都市計画法、農地法、森林法等の適切な運用により、良好な農地や自然環境を保全するとともに、用途地域を基本として適切な運用を図っていきます。

3.適切な都市計画変更・決定の推進

区域区分や地域地区、地区計画市街地整備事業などの都市計画の変更・決定が必要な場合には、必要な調査や手続きに着手していきます。

(2) 都市づくりの推進体制の強化

1.庁内体制の強化

幅広く高度化した課題の解決に向けては、単独の担当課のみでは対応が困難であることから、庁内の横断的な連携体制の強化を図ります。

2.国、県及び周辺自治体との連携、協力の強化

国、県が策定した上位計画や関連計画との連携を図り、相互に協力し合いながら、都市づくりを進めていくとともに、周辺自治体及び関係事業者と連携、協力して都市づくりや公共交通網の充実等を目指します。

3.市民参加、協働の推進

市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政が連携、協力した都市づくり実践していくため、都市づくりに関する情報を広く、分かりやすく提供していくとともに、都市づくりへの参加の機会を拡充していきます。

(3) 計画の管理・見直し

1.施策の進行管理

取り組み実績や進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて施策、事業の見直し等を行い、実効性のある計画の運用を目指します。

2.計画の見直し

上位計画に大きな変更が生じた場合や社会経済の変化等に伴い、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。